

市県民税（住民税）、所得税の申告は正しくお早めに

【申告受付期間】 2月18日(月)～3月15日(金)
 【受付時間】 平日の午前8時45分～午後4時(開場午前8時)
 【場 所】 市保健センター2階の研修室および会議室

日曜日の申告相談は…

- ◆牛久市役所 2月24日と3月3日の日曜日に限り、午前8時45分から午後3時
- ◆竜ヶ崎税務署 2月24日と3月3日の日曜日に限り、午前8時30分から午後5時
- ◆業務内容 確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の受け付け
 ※現金納付の窓口業務は行いません。

◆申告が必要な方

- ① 事業所得(営業、農業所得など)や不動産所得、雑所得、譲渡所得などがある方
 - ② 給与所得者で「給与支払報告書」が勤務先から市へ提出されていない方、年の途中で退職し、その後就職しなかった方、年末調整を受けなかった方
 - ③ 給与所得者で給与のほかに所得のあった方、または2カ所以上から給与を受けた方
 - ④ 年金受給者で源泉徴収税額のある方、および2カ所以上から年金を受給している方、また、各種の所得控除を受ける方
 - ⑤ 雑損控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方
 - ⑥ どなたの扶養にも入っていない方
- ※国民健康保険税、介護保険料の算定や各種証明書の交付の関係上、必ず申告してください。
- ### ◆申告に必要な物
- ① 源泉徴収票(給与・年金など)、印鑑、所得税還付の場合の口座番号(申告者名義)
 - ② 事業所得、不動産所得の収支内訳書

- ③ 各種控除証明書や医療費の領収書(国民健康保険税、国民年金保険料、農業者年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料、支払った医療費の補てん金額など)

◆注意事項

・次の①、②の場合は、市役所で申告できません。税務署へ申告してください。

- ① 事業所得、不動産所得の収支内訳書を作成される方で、震災で被害を受けた事業用の資産がある場合。
- ② 今回初めて住宅借入金等特別控除を受ける方、事業所得などの申告で初めて収支内訳書を作成される方、配当や株式、土地、家屋、ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などの申告、更正の請求を含めた平成23年分以前の所得税などの申告。

・市役所で申告する方は、次の③、④のことをお願いします。

- ③ 申告会場は大変混み合います。前もって次のことをお願いします。

・事業所得、不動産所得などの申告をする方は、帳簿、領収書などを整理し、収支内訳書を必ず作成して持参してください。

・医療費控除を受ける方は、治療を受けた人、病院・薬局ごとに領収書を整理(日付が平成24年中であることを必ず確認)し、合計金額を算出して持参してください。(介護老人施設などで提供を受ける施設サービスの費用は、領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認してください。明記されていない場合は施設などへ事前に確認し、医療費控除対象額を明確にしておいてください)

④ 申告期間の初めと最後の1週間は、会場が大変混み合い、お待ちいただく時間が長くなる場合がございますのでご了承ください。

◆市県民税(住民税)申告について

・市県民税の申告書は、2月15日(金)以前でも提出できますが、閉庁日および時間外の受け付

けは行っていないません。

・郵送による提出もできます。

・確定申告書を提出した方は、市県民税申告書を提出する必要はありません。

◆所得税の確定申告について

・確定申告書用紙は、国税庁ホームページから入手、または市税務課窓口でお渡しできます。

・所得税の還付申告は、2月15日（金）以前でも申告書を提出することができ、税務署へ提出していただく（市役所では受け付けていません）。

・確定申告書は郵便や信書便による税務署への送付、または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

・国税庁では、確定申告に関する各種情報を納税者の方に提供するため、ホームページを開設しています。「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成でき、作成したデータはインターネットを利用して提出（送信）できます（詳しくは、e-Taxホームページ<http://www.e-tax.nita.go.jp>をご覧ください）。

◆公的年金等を受給されている方へ
平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※右記に該当する方であっても、所得税の還付を受けるため、また確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除（例えば上場株式などに係る譲渡損失の繰越控除など）を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。

※右記に該当する方で、所得税の確定申告が必要のない場合であっても、市県民税の各種所得控除を受けるためには、市県民税の申告が必要です。

問【確定申告について】

竜ヶ崎税務署（〒301-8601 龍ヶ崎市市川原代町118-2・5） ☎0297-66-1303（自動音声案内。相談内容に応じて「0」「1」「2」の番号を選択してください）

問【市県民税の申告について】

市税務課 ☎内線1056〜1059

り 災証明書の発行状況について

東日本大震災に伴う災証明書は、平成24年12月28日現在で下表の通りです。災証明書の申請は引き続き交通防災課で受け付けています。

り災証明書の発行状況

全壊	3件
大規模半壊	9件
半壊	92件
一部損壊	2,923件

（平成24年12月28日現在）

問 交通防災課 ☎内線1682

54、交通防災課 ☎内線1681、1682

東日本大震災被災者生活再建支援金について

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条第2項に定める額に加え、市が独自に被災者生活再建支援金を支給しています。

東日本大震災被災者生活再建支援金支給実績（中間報告）

全壊	3件	300万円
大規模半壊	6件	420万円
大規模半壊（解体）	3件	300万円
半壊	69件	3,450万円
半壊（解体）	16件	1,600万円
合計	97件	6,070万円

（平成24年12月28日現在）

問 交通防災課 ☎内線1681、1682

税 理士による還付申告無料相談

2月22日

（税理士記念日）に、税理士事務所、次の方々のうち少額な還付申告相談および申告書の作成を無料で行いますので、最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡の上、お出掛けください。



なお、税理士名簿は各市町村の税務課に備え付けてあります。また、関東信越税理士会竜ヶ崎支部のホームページでも閲覧できます。事前連絡の受付時間は、午前10時30分から午後4時です。

対象 ①年金を受けている方、②給与所得者で医療費控除を受けようとする方、③年の途中で退職または就職された方など

問 関東信越税理士会竜ヶ崎支

部 ☎0297-63-3008
HP <http://www.ryuzei.org/>